

【診断書の提出期限が 令和3年2月～4月の皆様へ】

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を 踏まえた診断書の取扱いについて

(令和3年2月8日更新)

- ▶ 障害厚生年金等を受給されている方は、提出期限までに、診断書を当組合に提出していただく必要があります。期限までに提出されない場合は、通常は、年金の支払いが一時差止めとなります。
- ▶ 診断書の作成可能期間は3か月間とされていますが、緊急事態宣言（期間：令和3年1月8日～同年3月7日）の対象地域に居住する方や、圏域をまたいで対象地域の医療機関を受診する方が、医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができない場合も想定されます。
- ▶ このため、以下のとおり、診断書の提出についての特例措置を講じます。
 - ① 提出期限が令和3年2月末日である方
(2月生まれの方)
令和3年4月末日までに診断書が提出された場合は、年金の支払いの一時差止めは行いません。
 - ② 提出期限が令和3年3月末日または4月末日である方
(3月または4月生まれの方)
令和3年5月末日までに診断書が提出された場合は、年金の支払いの一時差止めは行いません。

《問合せ先》

地方職員共済組合 遺族・障害審査課 障害審査係
電話 03-3261-9849